#### 概要版

# 「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について



令和6年10月 東京都教育庁指導部

#### 都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

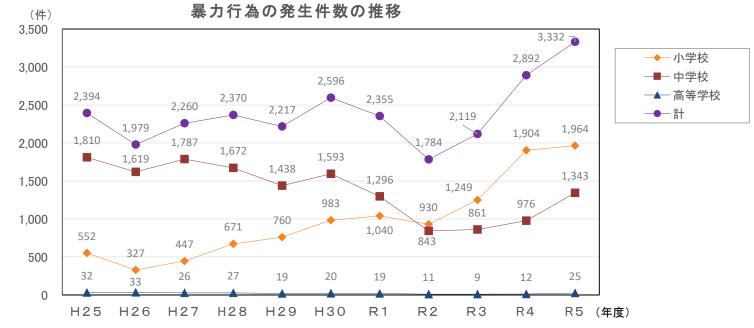
また、都教育委員会ホームページに資料を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。

- 1 暴力行為の状況
- (1) 発生件数
- (2) 暴力行為が発生した学校数
- (3) 1校当たりの発生件数
- (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況
- (5) 学年別 加害児童・生徒数
- (6) 今後の対応
- 2 いじめの状況
- (1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」
- (2) 1校当たりの認知件数
- (3) いじめを認知した学校数の割合
- (4) いじめの認知件数がOの学校の割合
- (5) 学年別 いじめの認知件数
- (6) いじめの発見のきっかけ
- (7) いじめられた児童・生徒の相談状況

- (8) いじめの態様
- (9) 法第28条第1項に規定する「重大事態」
- (10) 重大事態以前のいじめの対応、調査
- (11) 今後の対応
- 3 小・中学校における長期欠席の状況
- (1)長期欠席児童・生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 不登校児童・生徒について把握した事実
- (4) 今後の対応
- 4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況
- (1)長期欠席生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 中途退学・原級留置者数
- (4) 今後の対応

# 1 暴力行為の状況 (1)発生件数

- 〇 令和5年度における暴力行為の発生件数は、3,332件であり、令和4年度と比較すると小学校、中学校、高等学校 それぞれの校種で増加し、合計で440件増加した。
- 平成25年度から令和5年度までの暴力行為の発生件数の推移をみると、小学校では増加傾向にあり、中学校、高等学校では、減少傾向であったが、近年増加した。



【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	552	327	447	671	760	983	1,040	930 (52.1%)	1,249 (59.0%)	1,904 (65.8%)	1,964 (58.9%)
	531 21	307 20	418 29	649 22	707 53	924 59	1,006 34				
中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843 (47.3%)	861 (40.6%)	976 (33.7%)	1,343 (40.3%)
	1,612 198	1,444 175	1,659 128	1,576 96	1,363 75	1,537 56	1,232 64				
高等	32	33	26	27	19	20	19	11 (0.6%)	9 (0.4%)	12 (0.4%)	25 (0.8%)
学校	17 15	23 10	19 7	13 14	9 10	10 10	9 10				
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784 (100.0%)	2,119 (100.0%)	2,892 (100.0%)	3,332 (100.0%)
	2,160 234	1,774 205	2,096 164	2,238 132	2,079 138	2,471 125	2,247 108				

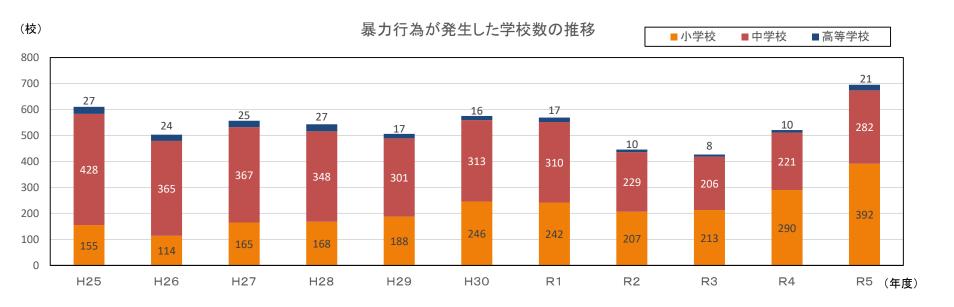
(国) R 5
70,009(64.2%)
33,617(30.8%)
5,361(4.9%)
108,987(100.0%)

<sup>※</sup> 表の上段:発生件数[件]と(全件に対する割合)下段:左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数[件]

<sup>※</sup> 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

# 1 暴力行為の状況 (2)暴力行為が発生した学校数

- 〇 令和5年度において、暴力行為が発生した学校数は、695校であり、全体の33.4%となっている。小学校は392校(30.9%)、中学校は282校(45.4%)、高等学校は21校(10.9%)であった。
- 令和5年度における暴力行為が発生した学校数の割合を、国の状況と比較すると、都の方が、9.2ポイント低くなっている。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5
.1. 224.44	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	1,270
小学校	137 18	100 14	146 19	152 16	170 18	213 33	217 25	207(16.2%)	213(16.7%)	290(22.8%)	392(30.9%)
	630	629	627	626	625	624	623	623	622	622	621
中学校	319 109	269 96	291 76	282 66	250 51	265 48	260 50	229(36.8%)	206(33.1%)	221(35.5%)	282(45.4%)
- M-2414	194	194	192	192	192	192	192	191	192	192	192
高等学校	15 12	16 8	18 7	13 14	7 10	9 7	9 8	10(5.2%)	8(4.2%)	10(5.2%)	21(10.9%)
=1	2,123	2,119	2,111	2,104	2,099	2,096	2,093	2,089	2,088	2,088	2,083
計	471 139	385 118	455 102	447 96	427 79	487 88	486 83	446(21.3%)	427(20.5%)	521(25.0%)	695(33.4%)

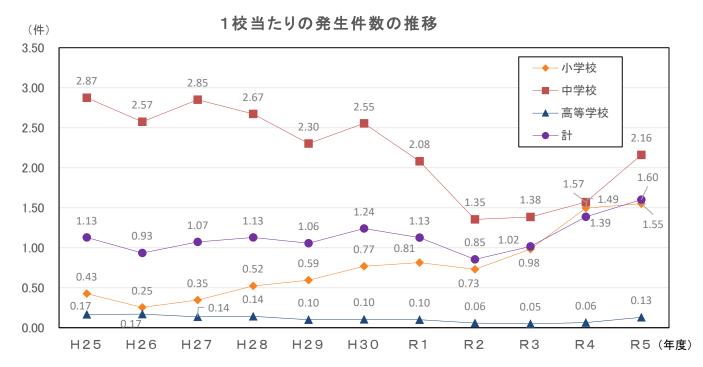
【国】	R5
19	,187
7,497	(39.1%)
10	,208
5,138	(50.3%)
4	4,979
2,022	(40.6%)
3	4,374
14.65	7(42.6%)

<sup>※</sup> 表の上段:学校数[校] 下段:発生学校数[校](左は学校の管理下、右は学校の管理下以外)、()は暴力行為が発生した学校の割合

<sup>※</sup> 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

# 1 暴力行為の状況 (3)1校当たりの発生件数

- 令和5年度における1校当たりの発生件数は、1.60件であり、令和2年度から増加傾向にある。
- 〇 平成25年度から令和5年度までの推移をみると、小学校では、増加傾向にある。中学校では、令和2年度から増加傾向にあり、高等学校においては、令和3年度から増加傾向にある。

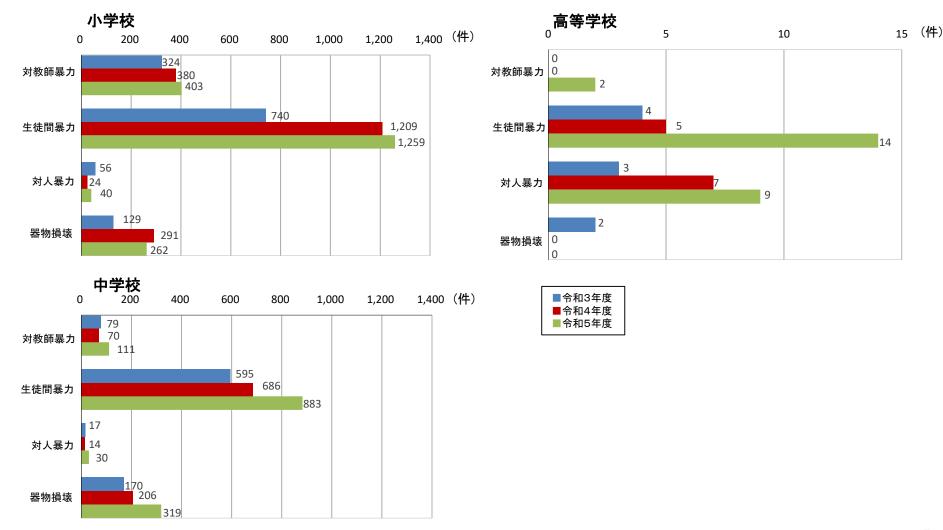


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
17 <del>52</del> 1 7	552	327	447	671	760	983	1,040	930	1,249	1,904	1,964
小子校	0.43	0.25	0.35	0.52	0.59	0.77	0.81	0.73	0.98	1.49	1.55
中带扶	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843	861	976	1,343
甲子饺	2.87	2.57	2.85	2.67	2.30	2.55	2.08	1.35	1.38	1.57	2.16
高等学校	32	33	26	27	19	20	19	11	9	12	25
<b>高寺子</b> 仪	0.17	0.17	0.14	0.14	0.10	0.10	0.10	0.06	0.05	0.06	0.13
=L	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	2,119	2,892	3,332
計	1.13	0.93	1.07	1.13	1.06	1.24	1.13	0.85	1.02	1.39	1.60

【国】R5
70,009
3.65
33,617
3.29
5,361
1.08
108,987
3.17

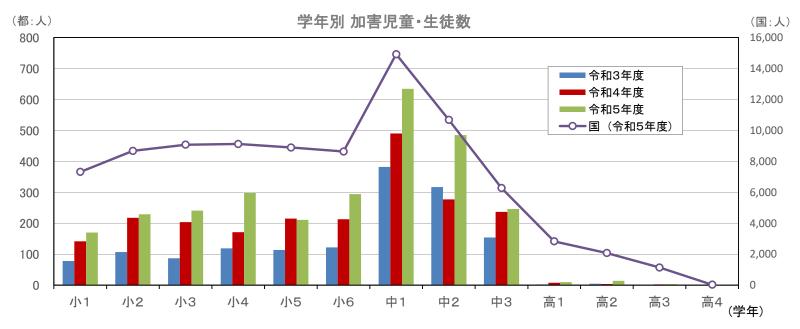
# 1 暴力行為の状況 (4)対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

- 小学校では、対教師暴力、生徒間暴力の発生件数において増加傾向にあり、中学校では、全ての暴力行為について増加 している。高等学校では、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
- 〇 どの校種においても暴力行為において生徒間暴力が占める割合が大きく、小学校では64.1%、中学校では65.7%、高等学校では56.0%である。



# 1 暴力行為の状況 (5)学年別 加害児童・生徒数

- 〇 令和5年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和4年度の中1と、令和5年度の中2がほぼ同数であり、同学年において、暴力行為が減少していない。
- 〇 校種ごとの学年別の割合は、小学校では小4 (20.7%)が、中学校では中1 (46.4%)が、高等学校では高2 (48.3%)が一番多い傾向がある。



【都】	小1	小2	小3	<i>ا</i> /\4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和3年度	78	107	87	119	114	122	382	317	154	3	5	1	0
节和3年度	12.4%	17.1%	13.9%	19.0%	18.2%	19.5%	44.8%	37.2%	18.1%	33.3%	55.6%	11.1%	0.0%
令和4年度	142	218	204	171	215	213	490	277	237	8	4	3	0
节和4年度	12.2%	18.7%	17.5%	14.7%	18.5%	18.3%	48.8%	27.6%	23.6%	53.3%	26.7%	20.0%	0.0%
△和F左曲	170	229	241	298	211	294	634	485	246	10	14	4	1
令和5年度	11.8%	15.9%	16.7%	20.7%	14.6%	20.4%	46.4%	35.5%	18.0%	34.5%	48.3%	13.8%	3.4%

国(令和5年度)	7,319	8,678	9,073	9,120	8,892	8,638	14,917	10,684	6,273	2,835	2,080	1,146	33
	14.2%	16.8%	17.5%	17.6%	17.2%	16.7%	46.8%	33.5%	19.7%	46.5%	34.1%	18.8%	0.5%

# 1 暴力行為の状況 (6)今後の対応

### 継続した取組

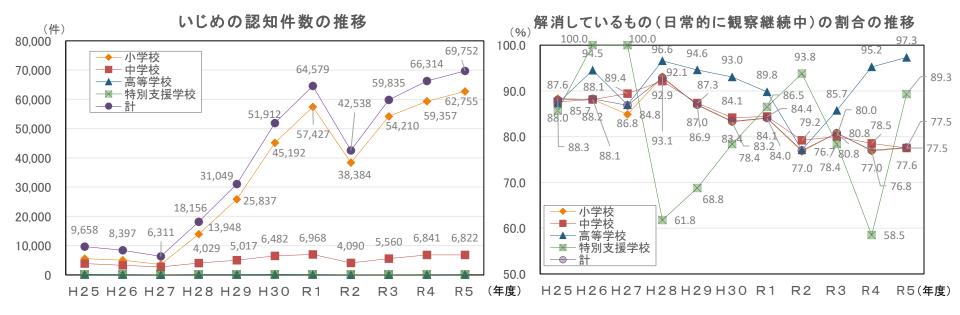
- ア 生活指導に関わる通知の発出等で問題行動の再発防止の徹底
- イ 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
- ウ 暴力行為のない学校づくりリーフレット「みんなで育てよう!安心して過ごせる学校 作りに向けた想いや行動 | の周知・啓発
- エ 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等連絡会」、「生活指導担当者連絡会」 などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携した指導の充実

#### 今年度の取組

- ア 暴力行為防止に向け、適切に互いの考えや気持ちを伝えるコミュニケーションをとる ことや自身の怒りの感情の原因を把握し、適切に対処するためのスキル等が掲載された 児童・生徒向けリーフレットを新たに作成
- イ スクールカウンセラーが、所属校でストレスマネジメントやアンガーマネジメント研修 を実施できるよう、スライド資料とスライドを活用するための解説動画を新たに作成し、 都立学校、区市町村教育委員会へ周知
- ウ 全教職員が、必要に応じて受講できるオンデマンド型等の研修の実施 (内容)
  - ① 小学校・中学校の生活指導等の連携
  - ② 日頃から自己有用感、自尊感情を高める学級経営の充実
  - ③ 主に集団の場面で生活指導や援助のガイダンスの徹底
  - ④ 個々の児童・生徒の発達の段階等、多様な実態を踏まえ、教職員が児童・生徒一人
    - 一人が抱える課題に個別に対応したカウンセリング(教育相談)の充実

# 2 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 〇 令和5年度のいじめの認知件数は、69,752件である。平成27年度から令和元年度まで、全校種において増加傾向が続いていたが、令和2年度は減少した。中学校では、令和4年度と比較して19件減少した。
- 解消しているものの割合は、近年8割程度で推移していて、令和5年度は77.6%であった。

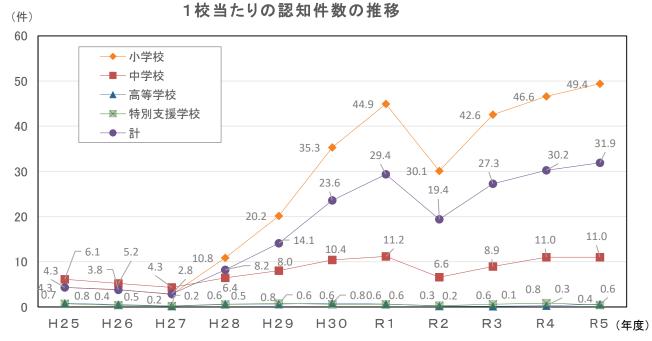


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	5,581	4,993	3,557	13,948	25,837	45,192	57,427	38,384	54,210	59,357	62,755
小子仪	4,926(88.3%)	4,400(88.1%)	3,018(84.8%)	12,987(93.1%)	22,451(86.9%)	37,599(83.2%)	48,249(84.0%)	29,456(76.7%)	43,814(80.8%)	45,604(76.8%)	48,662(77.5%)
中学校	3,854	3,255	2,697	4,029	5,017	6,482	6,968	4,090	5,560	6,841	6,822
甲子仪	3,378(87.6%)	2,868(88.1%)	2,411(89.4%)	3,712(92.1%)	4,382(87.3%)	5,454(84.1%)	5,881(84.4%)	3,239(79.2%)	4,450(80.0%)	5,372(78.5%)	5,290(77.5%)
高等学校	181	127	46	145	147	201	147	48	28	63	147
同等子仪	158(87.3%)	120(94.5%)	40(87.0%)	140(96.6%)	139(94.6%)	187(93.0%)	132(89.8%)	37(77.1%)	24(85.7%)	60(95.2%)	143(97.3%)
特別支援	42	22	11	34	48	37	37	16	37	53	28
学校	36(85.7%)	22(100.0%)	11(100.0%)	21(61.8%)	33(68.8%)	29(78.4%)	32(86.5%)	15(93.8%)	29(78.4%)	31(58.5%)	25(89.3%)
計	9,658	8,397	6,311	18,156	31,049	51,912	64,579	42,538	59,835	66,314	69,752
āΙ	8,498(88.0%)	7,410(88.2%)	5,480(86.8%)	16,860(92.9%)	27,005(87.0%)	43,269(83.4%)	54,294(84.1%)	32,747(77.0%)	48,317(80.8%)	51,067(77.0%)	54,120(77.6%)

【国】R5									
588,930									
458,128(77.8%)									
122,703									
93,314(76.0%)									
17,611									
13,836(78.6%)									
3,324									
2,432(73.2%)									
732,568									
567,710 (77.5%)									

# **2 いじめの状況** (2)1校当たりの認知件数

- 令和5年度における1校当たりの認知件数は、31.9件である。
- 〇 小・中学校では、平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、令和2年度に一度減少したが、令和3年度から再び増加傾向となった。
- 高等学校、特別支援学校の1校当たりの認知件数は、横ばいで推移している。



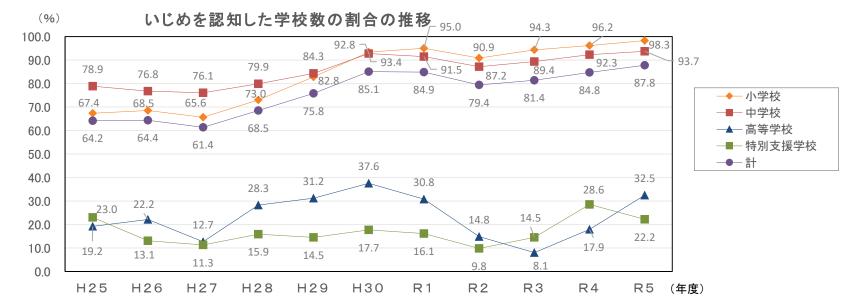
【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	94.3%	96.2%	98.3%
小子仪	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	42.6	46.6	49.4
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	89.4%	92.3%	93.7%
甲子仪	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	8.9	11.0	11.0
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	8.1%	17.9%	32.5%
同守子仪	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.3	0.6
特別支援	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	14.5%	28.6%	22.2%
学校	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	0.6	0.8	0.4
=1	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	81.4%	84.8%	87.8%
計	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	27.3	30.2	31.9

 【国】R5	
91.1%	
30.7	
86.4%	
12.0	
61.1%	
3.2	
42.9%	
2.8	
83.6%	
20.3	

<sup>※</sup> 表の上段:いじめを認知した学校の割合 下段:1校当たりの認知件数[件]

# 2 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校数の割合

- 令和5年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、87.8%であり、令和4年度と比較すると、3.0ポイント増加した。
- 〇 小・中学校では9割以上の学校がいじめを認知している。高等学校では32.5%、特別支援学校では22.2%となっている。 高等学校では、いじめを認知した学校数の割合が、令和4年度と比較して約2倍になっている。



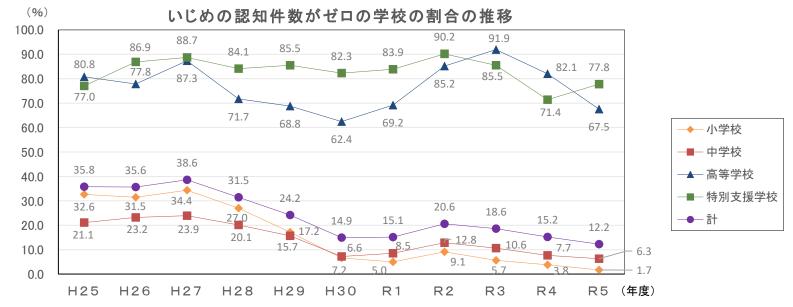
【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	1,270
小子校	875(67.4%)	888(68.5%)	848(65.6%)	939(73.0%)	1,062(82.8%)	1,195(93.4%)	1,214(95.0%)	1,159(90.9%)	1,202(94.3%)	1,225(96.2%)	1,248(98.3%)
中学校	630	629	627	626	625	624	623	623	622	622	621
甲子仪	497(78.9%)	483(76.8%)	477(76.1%)	500(79.9%)	527(84.3%)	579(92.8%)	570(91.5%)	543(87.2%)	556(89.4%)	574(92.3%)	582(93.7%)
高等学校	239	239	237	237	237	237	237	236	236	234	234
向守子仪	46(19.2%)	53(22.2%)	30(12.7%)	67(28.3%)	74(31.2%)	89(37.6%)	73(30.8%)	35(14.8%)	19(8.1%)	42(17.9%)	76(32.5%)
柱叫十拉马长	61	61	62	63	62	62	62	61	62	63	63
特別支援学校	14(23.0%)	8(13.1%)	7(11.3%)	10(15.9%)	9(14.5%)	11(17.7%)	10(16.1%)	6(9.8%)	9(14.5%)	18(28.6%)	14(22.2%)
=L	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	2,194	2,193	2,188
計	1,432(64.2%)	1,432(64.4%)	1,362(61.4%)	1,516(68.5%)	1,672(75.8%)	1,874(85.1%)	1,867(84.9%)	1,743(79.4%)	1,786(81.4%)	1,859(84.8%)	1,920(87.8%)

【国】R5
19,187
17,476 (91.1%)
10,208
8,821 (86.4%)
5,585
3,411 (61.1%)
1,176
505 (42.9%)
36,156
30,213 (83.6%)

# **2 いじめの状況** (4)いじめの認知件数が0の学校の割合

○ 令和5年度におけるいじめの認知件数が0の学校数は268校であり、全体に対する割合は、12.2%となっている。

〇 小学校は22校(1.7%)、中学校は39校(6.3%)、高等学校は158課程(67.5%)、特別支援学校は49校(77.8%)がいじめを認知していない。

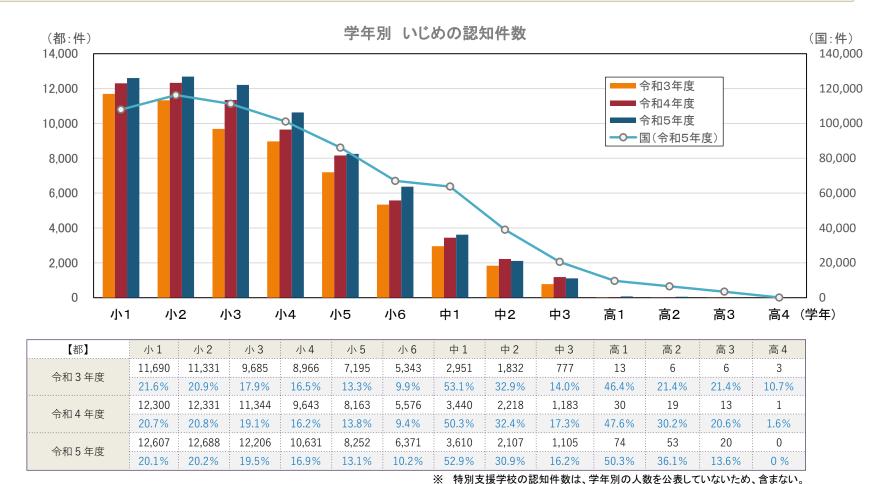


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
1 224 1-1	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	1,270
小学校	424(32.6%)	408(31.5%)	444(34.4%)	347(27.0%)	220(17.2%)	85(6.6%)	64(5.0%)	116(9.1%)	72(5.7%)	49(3.8%)	22(1.7%)
	630	629	627	626	625	624	623	623	622	622	621
中学校	133(21.1%)	146(23.2%)	150(23.9%)	126(20.1%)	98(15.7%)	45(7.2%)	53(8.5%)	80(12.8%)	66(10.6%)	48(7.7%)	39(6.3%)
- <del>*</del> * * + +	239	239	237	237	237	237	237	236	236	234	234
高等学校 15 15	193(80.8%)	186(77.8%)	207(87.3%)	170(71.7%)	163(68.8%)	148(62.4%)	164(69.2%)	201(85.2%)	217(91.9%)	192(82.1%)	158(67.5%)
4+ 111 122 574 1	61	61	62	63	62	62	62	61	62	63	63
特別支援学校	47(77.0%)	53(86.9%)	55(88.7%)	53(84.1%)	53(85.5%)	51(82.3%)	52(83.9%)	55(90.2%)	53(85.5%)	45(71.4%)	49(77.8%)
=1	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	2,194	2,193	2,188
計	797(35.8%)	793(35.6%)	856(38.6%)	696(31.5%)	534(24.2%)	329(14.9%)	333(15.1%)	452(20.6%)	408(18.6%)	334(15.2%)	268(12.2%)

【国】R5
19,187
1,482(7.7%)
10,208
1,262(12.4%)
5,585
2,135(38.2%)
1,176
669(56.9%)
36,156
55,48(15.3%)

# 2 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 令和5年度における学年別のいじめの認知件数は、令和4年度と比較して小1から中1、高1から高3で増加し、 中2、中3では減少している。
- 校種ごとに、学年別の傾向をみると、小学校は小2(20.2%)、中学校は中1(52.9%)、高等学校は高1(50.3%)が、一番多くなっている。



19.7%

111.205

18.9%

101.097

17.1%

86.102

14.6%

67.028

11.4%

63,778

51.7%

39.031

31.7%

20.508

16.6%

9.623

49.0%

6.505

33.1%

3.451

17.6%

70

0.4%

107.936 116.234

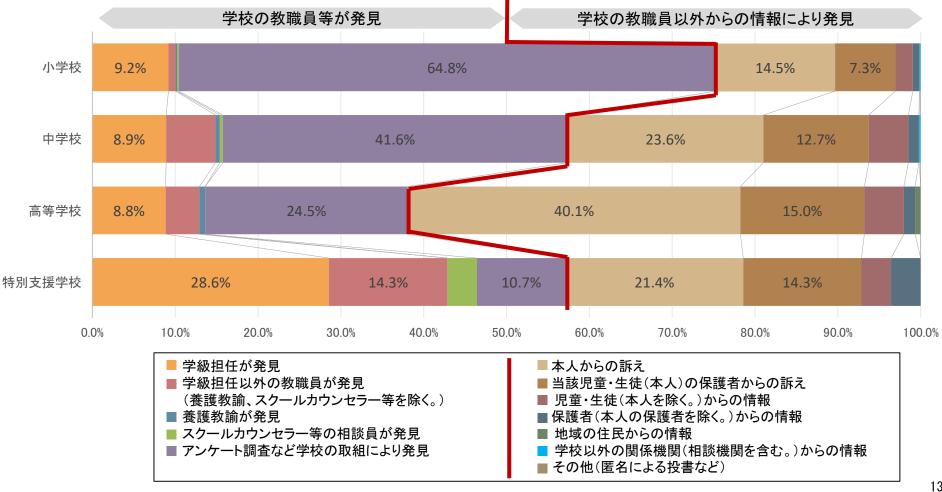
18.3%

国(令和5年度)

# **2 いじめの状況** (6)いじめの発見のきっかけ

- 〇 小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。 (小学校75.2%、中学校57.4%、特別支援学校57.1%)
- 〇 いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」 (小学校64.8%、中学校41.6%)、高等学校は「本人からの訴え」(40.1%)、特別支援学校は「学級担任が発見」 (28.6%) であった。

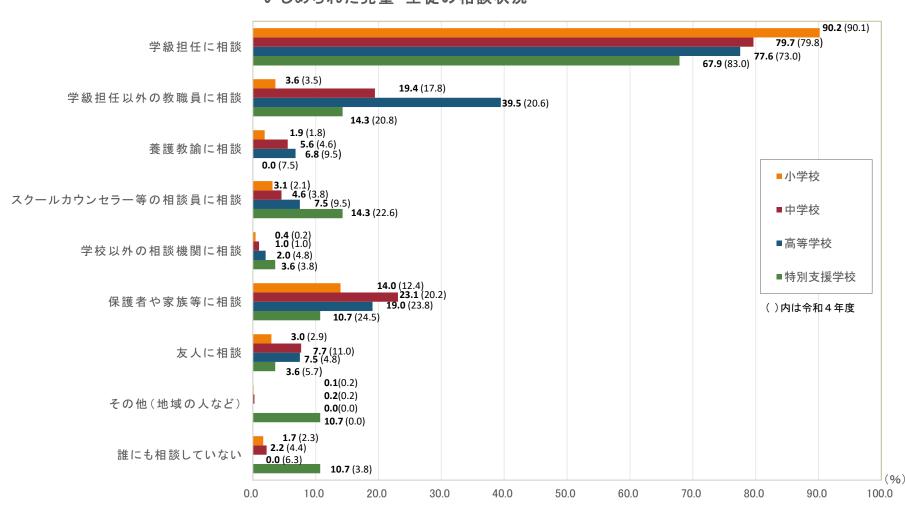




# **2 いじめの状況** (7)いじめられた児童・生徒の相談状況

- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校90.2%、中学校79.7%、高等学校77.6%、特別支援学校67.9%)
- 〇 「誰にも相談していない」が、小学校1.7%、中学校2.2%、高等学校0.0%、特別支援学校10.7%であった。 小・中学校、高等学校で割合が減少した。

#### いじめられた児童・生徒の相談状況



# **2 いじめの状況** (8)いじめの態様

- 一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」である。
- 二番目に多いのは、小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」、 高等学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」、特別支援学校では「仲間はずれ、 集団による無視をされる。」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれれたり、蹴られたりする。」である。

**10.1** (10.4) **8.0** (7.4)

**10.9** (12.7)

**21.4** (20.8)

#### いじめの態様

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

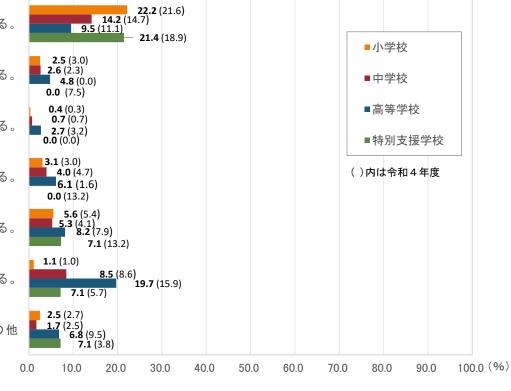
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。



**65.3** (64.2)

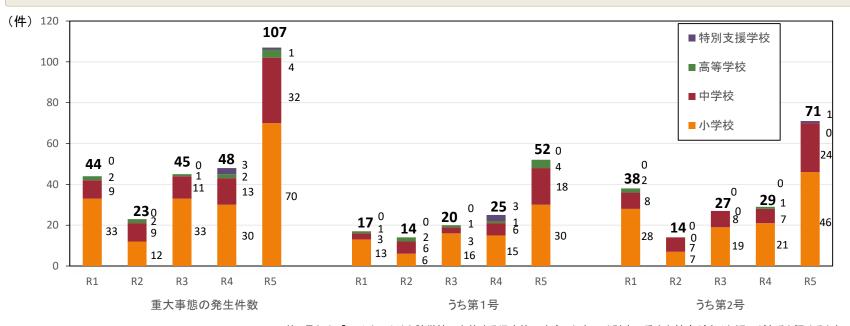
**58.5** (61.9)

**70.6** (66.7)

71.4 (71.7)

# 2 いじめの状況 (9)法第28条第1項に規定する「重大事態」

〇 令和5年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は107件(令和4年度48件、令和3年度45件)であり、 同項第1号に規定するものは52件(令和4年度25件、令和3年度20件)、 同項第2号に規定するものは71件(令和4年度29件、令和3年度27件)である。



「1号」、「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】	R 3	R 4	R 5		
.1. 226 1.1.	30(2.35%)	30(2.35%)	67(5.28%)		
小学校	33(0.06%) 1号:16 2号:19	30(0.05%) 1号:15 2号:21	70(0.11%) 1号:30 2号:46		
中学校	11(1.77%)	10(1.61%)	30(4.83%)		
甲子饺	11(0.20%) 1号:3 2号:8	13(0.19%) 1号:6 2号:7	32(0.47%) 1号:18 2号:24		
古学兴坛	1(0.42%)	2(0.85%)	4(1.70%)		
高等学校	1(3.57%) 1号:1 2号:0	2(3.17%) 1号:1 2号:1	4(2.72%) 1号:4 2号:0		
特別支援	0(0%)	3(4.76%)	1(1.59%)		
学校	0(0%) 1号:0 2号:0	3(5.66%) 1号:3 2号:0	1(3.57%) 1号:0 2号:1		
計	42(1.91%)	45(2.05%)	102(4.66%)		
	45(0.08%) 1号:20 2号:27	48(0.07%) 1号:25 2号:29	107(0.15%) 1号:52 2号:71		

	【国】R5					
	506(2.64%)					
548(0.09%)	1号:238	2号:391				
	444(4.35%)					
491(0.40%)	1号:245	2号:320				
	227(4.06%)					
259(1.47%)	1号:162	2号:148				
	8(0.68%)					
8(0.24%)	1号:3	2号:5				
1,185(3.28%)						
1,306(0.18%)	1号:648	2号:864				

※ 表の上段: 重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と(学校及び課程数に対する割合)

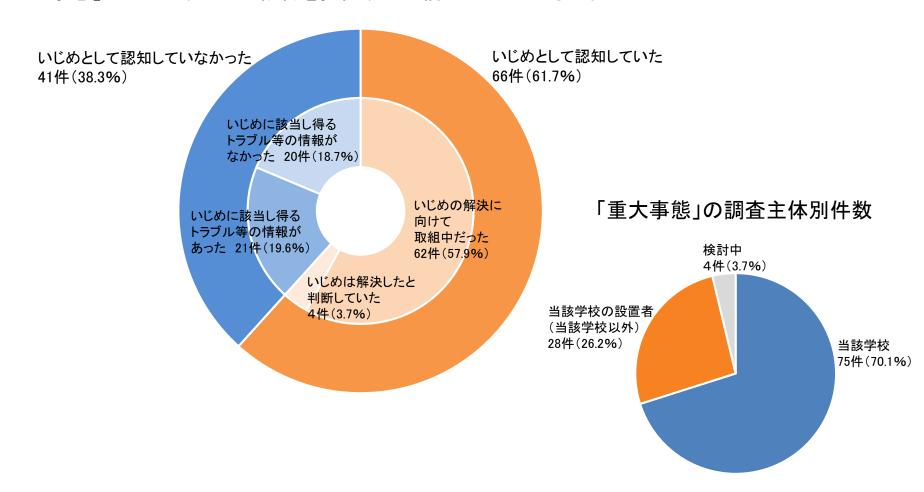
下段: 重大事態の発生件数〔件〕と(認知件数に対する割合)

<sup>※【</sup>国】は、国公私立のデータ

# 2 いじめの状況 (10)重大事態以前のいじめの対応、調査

- 重大事態のうち、61.7%は既にいじめとして認知していた。
- 重大事態調査の調査主体のうち、70.1%は当該学校が占めている。

#### 「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



# **2 いじめの状況** (11)今後の対応

### 継続した取組

- ア 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置.
- イ いじめやいじめの疑いのある状況を認知するため、年3回以上のアンケートの実施
- ウ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談、「相談 ほっとLINE@東京」によるSNS等教育相談、メール相談、来所相談の実施
- エ いじめ問題など、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材の 配置
- オ 子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を今後 の施策に反映
- カ 「いじめ問題」への対応等を若手教員も含めて確認できるように作成した「いじめ防止 啓発資料」といじめ問題等の理解を深めるための「いじめ問題等理解度確認e-ラーニン グ」の周知・啓発
- キ いじめ総合対策 (第3次) の策定に向けて、研究開発委員会にて、授業実践例の作成

### 今年度の取組

- ア いじめ総合対策 (第3次) を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、新たに「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、活用方法について検証
- イ 重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や対応等で共通する課題、解決に 至った事例を参考に、効果的な研修内容を検討

### 3 小・中学校における - **長 期 欠 席 の 状 況** (1)長期欠席児童・生徒数

○ 長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校では13,275人、中学校では18,451人(合計31,726人)であり、令和4年度と比較して小・中学校ともに増加している。

#### 調査について

「長期欠席者数」とは、令和6年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒数を集計したものである。

項目 校種	病気	経済的 理由	不登	<b>∳校</b> 出現率(%)	新型コロ ナ回避	その他	計
小学校	6, 175 (4, 073)	0 (0)	13, 275 (10, 695)	2. 21 (1. 78)	- (1, 555)	3, 747 (3, 621)	23, 197 (19, 944)
中学校	3, 137 (3, 248)	0 (0)	18, 451 (16, 217)	7. 80 (6. 85)	– (577)	918 (944)	22, 506 (20, 986)
計	9, 312 (7, 321)	0 (0)	31, 726 (26, 912)	3. 79 (3. 22)	- (2, 132)	4, 665 (4, 565)	45, 703 (40, 930)

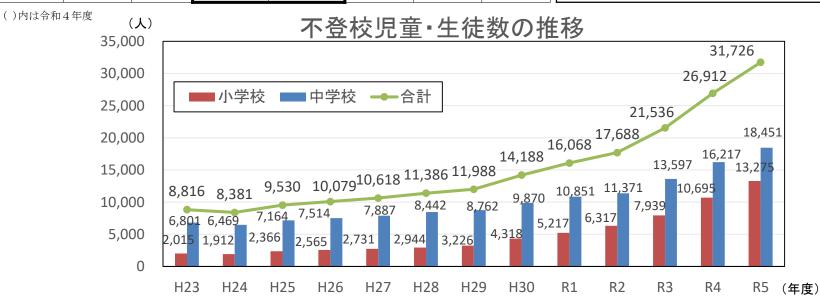
#### 欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期 欠席した者

【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、 児童・生徒が働いて家計を助けなければな らない等の理由で長期欠席した者

【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

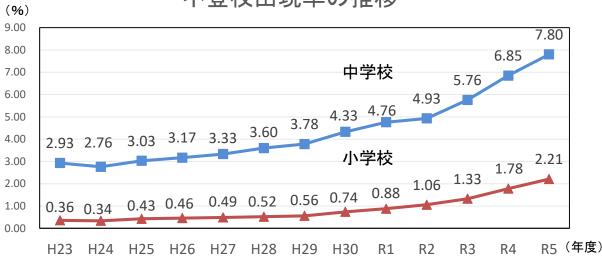
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者



### 3 小・中学校における 長 期 欠 席 の <u>状 況</u>

### (2) 不登校出現率 学校復帰率



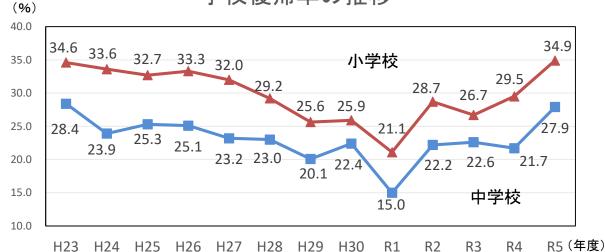


○ 不登校出現率は、小学校2.21%、中学校7.80%であり、その割合は小・中学校ともに11年連続で増加している。

#### 「不登校出現率」

在籍児童・生徒数(学校基本調査による。)に占める不登校児童・生徒数 の割合

#### 学校復帰率の推移



○ 学校復帰率は、小学校34.9%、中学校27.9%であり、その割合は令和4年度と比較して、小・中学校ともに増加している。

#### 「学校復帰率」

不登校児童・生徒のうち、「指導の 結果登校する又は登校できるように なった児童・生徒」の割合

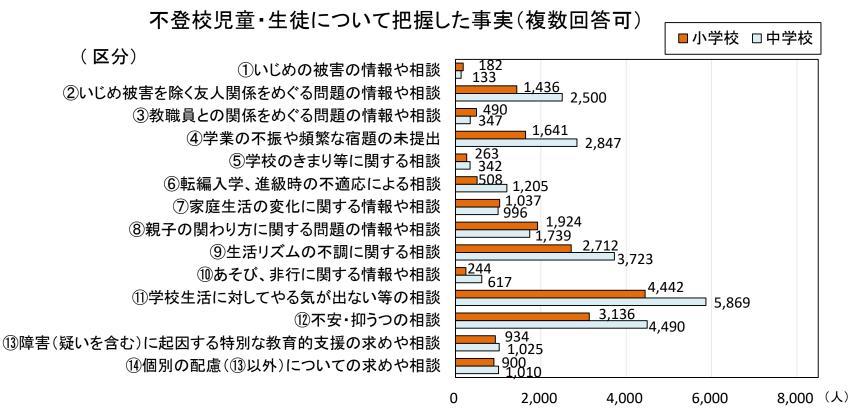
### 3 小・中学校における 長期欠席の状況

## (3) 不登校児童・生徒について把握した事実

○ 「不登校児童・生徒について把握した事実」は、小・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」が最も多く、次いで「不安・抑うつの相談」、「生活リズムの不調に関する相談」が多い。

「不登校児童・生徒について把握した事実」と「不登校の要因」に係る変更点(令和5年度から)

令和4年度までの様式は、「不登校の要因」として学校、家庭、本人に係る 状況から主たるものを1つ、主たるもの以外にも当てはまるものがある場合に はその状況を一人につき2つまで選択するとしていた。令和5年度の様式から は、「不登校児童・生徒について把握した事実」として、当てはまる項目を全 て回答することに変更された。



<sup>※「</sup>不登校の児童生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、当てはまる項目を全て回答している。

※「相談」は、本人や保護者からの相談であること。

### 3 小・中学校における 長期 欠席の状況 <sup>(4)</sup>今後の対応

#### 継続した取組

- ア 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応を担う加配教員を配置
- イ 学級で過ごすことが難しい児童・生徒の居場所を確保するため、校内に支援員を配置し、 一人一人の状況に応じた支援を実施
- ウ 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを都内全公立小・中学校等 に配置
- エ 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、学びの多様化学校の設置、教育支援セン ターの新規設置などについて区市町村を支援
- オ 仮想空間(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)を活用した居場所・学びの場 を区市町村に提供
- カ 教職員の対応力向上を図るため、不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化 し、都教育委員会のウェブサイトに掲載
- キ 不登校対応のための加配教員、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクール の支援員等が一堂に会した協議会等を実施

### 今年度の取組

- ア 中学校において、校内分教室に教員を配置し、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学 びを実現するため、チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を設置
- イ 各中学校における不登校の生徒へのきめ細かい支援を実現するため、複数の学校を巡 回する不登校対応巡回教員を配置
- ウ 区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、都立学 校「自立支援チーム」の派遣及び都内全てのスクールソーシャルワーカーの専門性向上 に向けた研修を実施

### 4 高等学校における <u>長期欠席・中途退</u>学等の状況

### (1)長期欠席生徒数

- 〇 都立高等学校全体の長期欠席者数は、6,746人(6,593人) で、不登校生徒が増加するなど、令和4年度と比較して 153人増加した。
- 〇 都立高等学校全体の長期欠席者数のうち、不登校生徒数 は全日制2,067人、定時制3,266人、合計5,333人であり、 令和4年度と比較して全日制・定時制ともに増加してい る。

#### 調査について

- 小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。
- (1) 令和5年度間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)生徒数をそれぞれ理由別に集計したものである。
- (2) 欠席理由は下の表の項目によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

項目課程	病気	経済的 理由	不登校 出現率(%)		新型コロ ナ回避	その他	計
全日制	904 (989)	11 (3)	2, 067 (1, 412)	1. 77 (1. 20)	- (263)	126 (702)	3, 108 (3, 369)
定時制	301 (360)	22 (16)	3, 266 (2, 519)	34. 89 (25. 92)	- (71)	49 (258)	3, 638 (3, 224)
計	1, 205 (1, 349)	33 (19)	5, 333 (3, 931)	4. 22 (2. 58)	- (334)	175 (960)	6, 746 (6, 593)

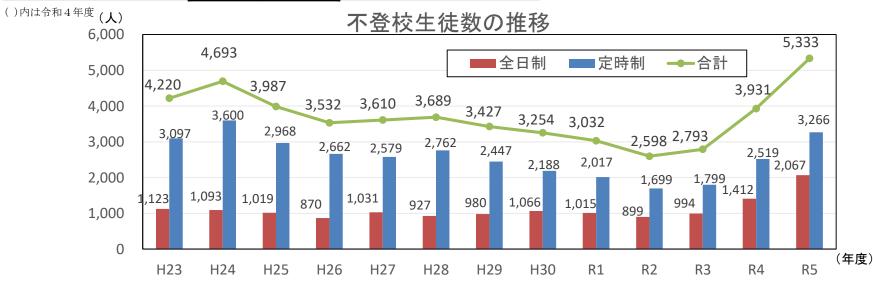
#### 欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)により、 入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、生徒 が働いて家計を助けなければならない等の理由で 長期欠席した者

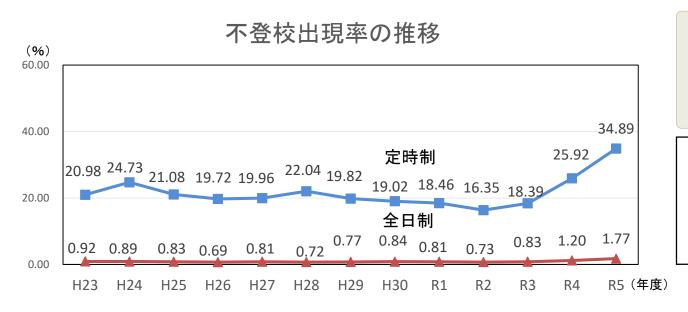
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれ にも該当しない理由により長期欠席した者



### 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

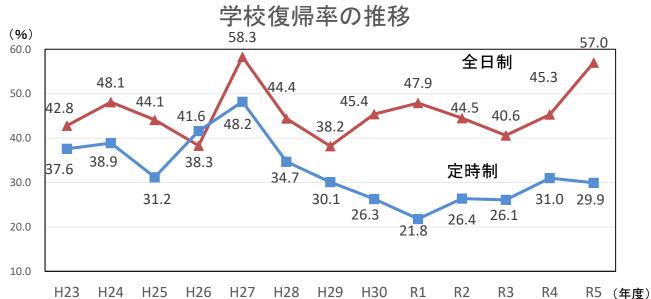
### (2) 不登校出現率 学校復帰率



不登校出現率は、全日制 1.77%、定時制34.89%であり、 その割合は全日制・定時制と もに増加している。

#### 「不登校出現率」

在籍生徒数(学校基本調査による。)に占める不登校生徒数の 割合



〇 学校復帰率は、全日制 57.0%、定時制29.9%であり、 その割合は、令和4年度と比 較して、全日制は増加し、定 時制は減少している。

#### 「学校復帰率」

不登校生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった生徒」の割合

#### 4 高等学校における 長期欠度・中途退学等の状況 (3)中途退学・原級留置者数

- 〇 都立高等学校の退学者数は、2,081人(2,021人)であった。
- 〇 全日制では、1校当たり平均退学者数6.1人(6.1人)、対生徒比率(退学率)は 0.9%(0.9%)であり、前年度と比較すると、退学者数は7人の増加、1校当たり平 均退学者数、対生徒比率(退学率)は同率であった。
- 〇 定時制では、1校当たり平均退学者数14.6人(13.2人)、対生徒比率(退学率)は8.3%(7.2%)であり、前年度と比較すると、退学者数は79人の増加、1校当たり平均退学者数が1.4人の増加、対生徒比率(退学率)は1.1ポイント増加であった。
- 〇 通信制では、退学者数214人(240人)、対生徒比率(退学率)は12.7% (15.3%)であった。

#### 調査について

「退学者」とは、令和5年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

#### 高等学校における中途退学者数の状況

項目	中途退学者数(人)	退学率(%)
全日制	1, 091 (1, 084)	0.9 (0.9)
定時制	776 (697)	8.3 (7.2)
通信制	214 (240)	12.7(15.3)

### 高等学校における原級留置者数[単位制を除く]

項目	原級留置者数(人)	対生徒比率(%)
全日制	253 (254)	0.2 (0.2)
定時制	62 (56)	3.4 (2.8)

()内は令和4年度

#### ()内は令和4年度

#### 中途退学の主な理由

項目	学業不振	学校生活• 学業不適応	進路変更
全日制	183 (170)	490 (536)	356 (281)
	16. 8% (15. 7%)	44. 9% (49. 4%)	32. 6% (25. 9%)
定時制	22 (53)	395 (318)	297 (245)
	2. 8% (7. 6%)	50. 9% (45. 6%)	38. 3% (35. 2%)
通信制	37 (21)	80 (107)	84 (77)
	17. 3% (8. 8%)	37. 4% (44. 6%)	39. 3% (32. 1%)

表中の%は中途退学者数に対する割合 ()内は令和4年度

# 中途退学者数・退学率の推移



### 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況 (4)今後の対応

### 継続した取組

- ア 昼夜間定時制高等学校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール等を設置し、 小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育 課程の編成や指導・支援を充実
- イ 「校内別室指導推進事業」として、不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して、 校内に居場所(別室)を設置し、支援員による学習指導や相談等により登校を支援
- ウ 全校(全課程)にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図るとともに、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援を実施
- エ 都立高等学校等にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを派遣し、支援を 要する生徒等に対するきめ細かな相談等を実施し、社会的・職業的自立の促進
- オ 「都立学校版コンディションレポート」により、ICTを利活用し、学校が支援の必要な生徒を発見するとともに、生徒自身が心身の状況について理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるよう支援
- カ 全ての定時制課程と希望する全日制課程において、グループエンカウンター等の「人間関係づくりのためのプログラム」を実施
- キ 全ての都立高等学校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学 防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進

#### 今年度の取組

- ア 校内別室指導推進事業指定校に、きめ細かな相談体制の充実のため新たにスクールカ ウンセラーを増配置
- イ 不登校生徒に、学習意欲や自己肯定感を向上させるためオンライン学習教材を提供